

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行個）諮問第203号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第227号）

事件名：本人が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書等の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書」（以下「本件相談文書」という。）及び「相談対応票（特定受付番号A）」（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第146号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙）のとおり。

ア 特定職員A，特定職員Bが処理した案件では、姓を「〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）」ではなく「当方」と記載している。特定職員Cは審査請求人が送信したと称する特定年月日Aのメールまで、「当方」を使っていると主張しているから。

イ 特定年月日Bに当局が開催する一日合同相談所（特定施設）で北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできるかどうか試してみたができなかったから。情報公開・個人情報保護審査会の答申や財務大臣の裁決書で、北海道財務局の主張が正しく、特定職員Dの主張・相談対応票の記載が虚偽だと判明したから。

(2) 意見書1 (添付資料省略)

(前略)

ア 本件相談文書

(ア) 趣旨1

札幌法務局長宛て懲戒処分申出書のとおり、「〇〇」が正しい。

「当方」は、諮問第202号で特定職員Cは、匿名希望時に当方を使っていたのを参考にして「当方」を使っている。

(イ) 趣旨2

相談対応票では、特定職員Eは、札幌法務局に照会せずに「回答する立場にないと回答したことについては理解している。」と虚偽の記載をしている。札幌法務局長宛て懲戒処分申出書では、特定職員Eは、神戸地裁の判例は特殊なものと虚偽の回答をしている。特定年月日C特定職員Dが札幌法務局と打合せした時には、神戸地裁の判例は有力な見解であると回答している。

イ 本件相談対応票

(ア) 趣旨1及び2

行政相談週間用処理票のとおり、特定行政相談委員は、金融庁へ要望したことを知らない。

特定職員Dからのメールに「特定職員Eが〇〇様に電話をかけた事実はありません。」とある。

(イ) 趣旨3及び4

北海道財務局が金融庁の仕事ではないと言っており、特定職員Dも「本調査票に記載した担当者が既に退職していることから詳細が分からなかったのだが、今のご説明でよく分かった。今後〇〇氏に対して当局から何らかの回答をすることになると思うが、また不明な点が出てきた際には照会させていただきたい。」と納得しているから。

(ウ) 趣旨5

特定職員Eは、札幌法務局に照会せずに、札幌法務局長宛て懲戒処分申出書のとおり、虚偽の回答をした。

(エ) 趣旨6

平成28年(行個)諮問第50号で、行政相談処理票を確認した結果、審査請求人が特定行政相談委員に対し、金融庁への新たな制度要望をした。と答申があった。

その後、特定職員Dからのメールで「特定年月日Dに特定職員Eが〇〇氏に電話をかけた事実はありません」とし、特定職員Eが審査請求人に申出内容を確認したことを否定していた。

ところが、審査請求人は特定行政相談委員に対し金融庁への不満

と要望をし、その後、審査請求人は特定職員Eに金融庁への新たな制度要望をしたと主張し始めた。特定職員Dによれば、月日は不明であるが、電話以外の方法でかつFAX、メール、書簡など以外で確認した。

総務省理由説明書（下記第3）でも「本件相談対応票は（中略）審査請求人から再度相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり（後略）。」と記載している。

ところが、「特定年A／特定月／不明 申出人に申出内容を確認（方法不明）」は追加しない決定があったので、これは、総務省の主張が嘘であることを示している。

（オ）趣旨7、8及び9

特定職員Eが虚偽の記載をしている。

財務局の記録「特定年月に、当局担当者が行政評価局より貸金庫の件で照会を受けている。ただし、「貴殿の申出について」ということではなく、あくまで一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨回答している。」「制度創設」や「代理人云々」の話のみならず、〇〇氏のお名前すら承っていない」という、北海道財務局への照会結果が記録されていない。

（3）意見書2（添付資料省略）

○札幌法務局民事行政部総務課特定職員F、特定職員Gが、審査請求人の同意を得ずに特定公証人Aに個人情報をも洩した根拠

・特定年B行政相談所のうち、北海道管区行政評価局特定職員Aが特定年月日Eに札幌法務局特定職員Hに、行政苦情110番メールを渡した文書に、匿名を希望するとある。

・特定年B意見要望のうち、私が特定年月日Fに札幌法務局に苦情を申出した文書には、特定公証人Aに渡す場合に匿名になるよう「〇〇」を使わずに「当方」と記載している。

・特定年B公証事務一般のうち、特定年月日G特定時刻A 場所：札幌公証人会 用務：公証事務打合せ 出席者 特定職員F 特定職員Gには、審査請求人の同意書は開示文書にはなかった。

・特定年月日G特定時刻B 特定職員Gから「特定公証人Aに電話番号を教えたので、特定公証人Aから〇〇様に連絡させます。」と審査請求人に電話があった。

・特定年A行政相談所のうち、特定年月日Hに北海道管区行政評価局特定職員Bが特定職員Gと打合せをした文書で、北海道管区行政評価局の相談対応票（特定受付番号B）の特定職員Gの証言には、（前略）札幌法務局としては、申出人と同公証人の面談の場に同席していたわけでは

ないので、事実関係が確認できない。当事者で話し合ってもらおうと、申出人の電話番号を同公証人に伝えた。現時点では話合いの場を持った形跡はない。（後略）とある。

・特定年A意見要望のうち、私が特定年月日Iに札幌法務局に苦情を申し出た文書（平成29年（行個）諮問第203号の文書と同じもの）には、匿名を希望していないので「当方」ではなく「〇〇」と記載している。

匿名を希望する時 「〇〇」を使わず匿名の「当方」を使用している。

匿名を希望しない 「〇〇」を使用している。

平成29年（行個）諮問第202号で匿名を希望しない—当方となっているが、特定職員Cがメールをねつ造する時に間違えたからである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

平成29年10月6日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これに対して、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報について、事実と相違すると判断できる具体的な根拠がないことから、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年11月2日付けで不訂正決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月13日付けで諮問庁に対し行われたものである。

#### 2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、本件相談文書及び本件相談対応票に記録された保有個人情報である。

#### 3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、北海道管区行政評価局の職員の主張等を踏まえて、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正すべきであると主張している。

#### 4 諮問庁の意見等

##### (1) 諮問庁の意見

##### ア 本件相談文書

本件相談文書に関して、審査請求人は、自分の名前及び札幌法務局からの回答内容について訂正を求めているが、i) 当該訂正請求部分は、北海道管区行政評価局において加筆修正したものではなく、審査請求人自らが記載したものであること、ii) 本件行政相談事案は、特定年月日Jに審査請求人に対して回答したことをもって完結としていることから、その後の状況変化等に合わせた訂正の必要は認められない。

##### イ 本件相談対応票

本件相談対応票は、行政相談委員が特定年月日Kに審査請求人から受け付けた行政相談について、同委員から処理の依頼を受けた北海道管区行政評価局の担当者が、本件相談対応票の調査結果欄の記録のとおり、審査請求人から再度相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、相談内容として金融庁に対する制度創設の要望、調査結果として北海道財務局への照会結果等が記録されている。

審査請求人は、本件相談対応票に関して、受付年月日等「受付に関する情報」、行政分野分類等「事案に関する情報」及び調査結果等「対応に関する情報」について訂正を求めているが、北海道管区行政評価局に事実関係を確認した結果、i)「受付に関する情報」は、実際に受け付けた内容を記録しており、事実と相違していないこと、ii)「事案に関する情報」は、統計処理を行うため、北海道管区行政評価局の判断に基づく分類を記録していること、iii)「対応に関する情報」は、実際に行った照会結果、検討結果等を記録しており、事実と相違していないことから、訂正の必要性は認められない。

## (2) 結論

以上のとおり、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、訂正をしないとした原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月8日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同年3月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し開示決定した本件相談文書及び本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙のとおり、特定の文言等の訂正を求めるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正請求対

象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。

### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件相談文書及び本件相談対応票（写し。以下同じ。）を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は、審査請求人が特定年月日Kに北海道管区行政評価局の行政相談委員に行政相談した事案について、審査請求人が当該相談を行った際に行政相談委員に渡した文書（本件相談文書）及び当該相談の処理状況等を記録した相談対応票（本件相談対応票）であり、そのうち本件対象訂正部分は、

(ア) 本件相談文書の「〇〇」及び「当局としてのコメントは差し控えさせていただきますと存じます」（札幌法務局から審査請求人への回答）との記載部分（以下「本件対象訂正部分1」という。）

(イ) 本件相談対応票の「受付年月日」、「受付形態」、「行政分野分類」、「行政機関分類」、「対応経過」及び「調査結果」の各欄（以下「本件対象訂正部分2」という。）

であると認められる。

ウ そして、本件対象訂正部分1及び本件対象訂正部分2（本件対象訂正部分）には、審査請求人からの上記イの相談について、相談内容等、受付年月日、受付形態、行政分野分類、行政機関分類、対応経過及び調査結果がそれぞれ記載されていると認められることから、本件対象訂正部分に記載された内容は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

## 3 訂正の要否について

訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正す

べきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(1) 本件対象訂正部分1（別紙の1に係る部分）について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の4（1）アのとおり。

イ 検討

（ア）審査請求人は、本件対象訂正部分1について、「〇〇」を「当方」に、「当局としてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じます」を「遺言執行者は、その権限として貸金庫の開扉権限を有すると解するのが有力な見解です」に訂正することを求めている。

そして、上記2（2）イのとおり、当該部分は、審査請求人が行政相談を行った際に行政相談委員に渡した文書中に記載された、審査請求人の姓及び札幌法務局から審査請求人への回答内容に関する部分である。

（イ）審査請求人は、本件対象訂正部分1について、北海道管区行政評価局特定職員Cがねつ造した特定年月日A特定時刻C送信のメールでは「〇〇」を「当方」と記載している、特定年月日L特定曜日特定時刻D北海道管区行政評価局特定職員Dと札幌法務局特定職員I、特定職員Jとの打合せでそのように回答しているなどとして、上記（ア）のとおり訂正すべき旨主張するが、審査請求人において、本件対象訂正部分1に記載された内容が、審査請求人が行政相談を行った際に行政相談委員に実際に渡した文書の内容と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

（ウ）したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(2) 本件対象訂正部分2（別紙の2に係る部分）について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の4（1）イのとおり。

イ 検討

(ア) 審査請求人は、本件対象訂正部分2について、「受付年月日」の欄の記載を「特定年A／特定月／不明」に、「受付形態」の欄の記載を「不明」に訂正すること、「行政分野分類」及び「行政機関分類」の各欄の記載を削除すること、「対応経過」の欄に「特定年A／特定月／不明 札幌法務局民事行政部総務課（氏名不詳）に照会」及び「特定年A／特定月／不明 申出人に申出内容を確認（方法不明）」との記載を追加すること並びに「調査結果」の欄のうち「北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」等との記載部分を削除することを求めている。

そして、上記2（2）イのとおり、当該部分は、特定年月日Kに行われた審査請求人からの行政相談に対して北海道管区行政評価局が行った対応等が記載された部分である。

(イ) 審査請求人は、本件対象訂正部分2について、北海道管区行政評価局が件名の要望を受けた日にちは不明と主張している、特定委員は札幌法務局への要望を提報したのであり金融庁への要望ではない、貸金庫に関することは金融庁の所管業務ではない、特定職員Eが札幌法務局民事行政部総務課に照会した結果を審査請求人に回答している、特定職員Cは審査請求人が特定委員に金融庁への要望をしたと主張した、北海道財務局特定職員Kは「あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨」回答しており、平成29年（行個）諮問第74号で同職員の上記回答を訂正しない答申が出ているなどとして、上記（ア）のとおり訂正等すべき旨主張する。

しかしながら、平成29年（行個）諮問第74号の答申（平成29年度（行個）答申第101号）は、審査請求人が本件に関して北海道財務局に対して相談を行った際に同局が作成した文書に記録された保有個人情報の訂正請求につき、当該請求に係る審査請求人の主張によっても、直ちに法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとしたものにはすぎず、このことによって、当然に特定年月日Kに行われた審査請求人からの行政相談に対して北海道管区行政評価局が行った対応等が記載された本件対象訂正部分2が誤りであるとまで認められるわけではない。

そして、審査請求人は、本件対象訂正部分2に記載された内容が、特定年月日Kに行われた審査請求人からの行政相談に対して北海道管区行政評価局が実際に行った対応等と異なると判断するに足る内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠等を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法29条の

訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

(ウ)したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由

#### 1 本件相談文書

##### (1) 請求事項 1

###### ア 趣旨 1

「特定公証人 B : ○○ : 特定公証人 B : ○○ : 特定公証人 B」を「特定公証人 B : 当方 : 特定公証人 B : 当方 : 特定公証人 B」に訂正せよ。

###### イ 理由 1

北海道管区行政評価局特定職員 C がねつ造した特定年月日 A 特定時刻 C 送信のメールでは「○○」を「当方」と記載しているから。

##### (2) 請求事項 2

###### ア 趣旨 2

「当局としてのコメントは差し控えさせていただきたいと存じます」を「遺言執行者は、その権限として貸金庫の開扉権限を有すると解するのが有力な見解です」に訂正せよ。

###### イ 理由 2

特定年月日 L 特定曜日特定時刻 D 北海道管区行政評価局特定職員 D と札幌法務局特定職員 I , 特定職員 J との打合せでそのように回答しているから。

#### 2 本件相談対応票

##### (1) 請求事項 1

###### ア 趣旨 1

「特定年 A / 特定月 / 特定日」を「特定年 A / 特定月 / 不明」に訂正せよ。

###### イ 理由 1

北海道管区行政評価局が、件名の要望を受けた日にちは不明と主張しているから。

##### (2) 請求事項 2

###### ア 趣旨 2

「委員提報－特定氏名－特定年月日特定区の合相で受理」を「不明」に訂正せよ。

###### イ 理由 2

特定委員は札幌法務局への要望を提報した。金融庁への要望ではない

から。また、受付形態は、電話、郵便、FAX、メール以外の何らかの方法と特定職員Dが主張しているから。

(3) 請求事項3

ア 趣旨3

「金融・財務－預金・貸出」を削除せよ。

イ 理由3

貸金庫に関することは金融庁の所管業務ではないから。

(4) 請求事項4

ア 趣旨4

「金融庁」を削除せよ。

イ 理由4

遺言執行者や相続人の貸金庫開扉権限は金融庁の所管でないから。

(5) 請求事項5

ア 趣旨5

「特定年A／特定月／不明 札幌法務局民事行政部総務課（氏名不詳）に照会」を追加せよ。

イ 理由5

特定職員Eがその結果を審査請求人に回答しているから。

(6) 請求事項6

ア 趣旨6

「特定年A／特定月／不明 申出人に申出内容を確認（方法不明）」を追加せよ。

イ 理由6

特定職員Cは審査請求人が特定委員に金融庁への要望をしたと主張した。（大臣裁決）特定職員Dは、日にち方法不明に、審査請求人が特定職員Eに金融庁への要望をしたと主張し始めたから。

(7) 請求事項7

ア 趣旨7

「当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届出がなされていないことから、当該遺言書では金庫の開扉ができなかったことの原因である」を削除せよ。

イ 理由7

民法111条により契約者の死亡と同時に代理権は消滅するので、代

理人の届出は原因ではないから。

(8) 請求事項 8

ア 趣旨 8

「新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡することとする。」を削除せよ。

イ 理由 8

北海道財務局特定職員Kは「あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨」回答しているから。

(9) 請求事項 9

ア 趣旨 9

「北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」を削除せよ。

イ 理由 9

理由 8 に同じ。

北海道管区行政評価局特定職員Dも、「本調査票を記載した担当者が既に退職していることから詳細が分からなかったのだが、今のご説明でよく分かった」と北海道財務局の説明が正しく、特定職員Eの相談対応票が間違いであると北海道財務局特定職員Lに認めているのに、なぜか、特定職員Dは審査請求人には、相談対応票に書いてあることが正しい、北海道財務局が勘違いしていると主張し始めた。

これについては、平成29年(行個)諮問第74号で特定職員Kの主張「あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを受け、監督当局として関与していない旨」を特定職員E、特定職員Dの主張、「北海道財務局は、新たな制度創設の意見の連絡を受け、北海道財務局の担当者に直接意見を述べることができると回答した」に訂正しない答申が出ている。